

# 資料編 策定体制

## 参考－1 上野原市都市計画マスタープラン策定委員会会則

平成 25 年 3 月 21 日

(平成 26 年 2 月 25 日一部改正)

### (設置)

**第1条** 上野原市都市計画マスタープランの策定に関し、社会情勢の変化や関連計画の変更などを踏まえ、更新すべき事項を抽出するとともに、上野原市の都市計画に関する基本的な方針を定めるため「上野原市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）」を置く。

### (所掌事務)

**第2条** 策定委員会は、上野原市の都市計画に関する基本的な方針設定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 都市づくりの新たな課題に関すること。
- (2) 新たな都市計画マスタープランに求められる役割と構成のあり方に関すること。
- (3) 都市づくりの基本理念、目指すべき将来像に関すること。
- (4) 全体構想、地区別構想に関すること。
- (5) 住民からの意見に関すること。
- (6) その他、都市計画マスタープラン策定にあたり検討が必要な事項。

### (組織)

**第3条** 策定委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱・任命する。

- (1) 識見を有する者 7人以内
- (2) 市議会の議員 1人以内
- (3) 関係行政機関若しくは山梨県の職員 6人以内
- (4) 市民の代表 6人以内

(任期)

第4条 策定委員の任期は、平成26年9月30日までとする。

ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長については、識見を有する者につき任命された委員のうちから選出するものとし、副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会が定める。

附 則

この会則は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年2月25日から施行する。

## 参考－2 都市計画マスタープラン策定委員会名簿

No	氏名	役職	任期※
1	飯島 勤	委員長	平成25年3月～平成26年5月
2	保坂 正英	副委員長	平成25年3月～平成26年5月
3	足立 一男	識見を有する者	平成25年3月～平成26年5月
4	田島 征夫	〃	平成25年3月～平成26年5月
5	石塚 淑子	〃	平成25年3月～平成26年5月
6	佐藤 眞也	〃	平成25年3月～平成26年5月
7	宮田 憲次	市民代表	平成25年3月～平成26年5月
8	中村 勇男	〃	平成25年3月～平成26年5月
9	佐藤 稔	〃	平成25年3月～平成26年5月
10	原島 和平	〃	平成25年3月～平成26年5月
11	植松 弘子	〃	平成25年3月～平成26年5月
12	笠原 マサ子	〃	平成25年3月～平成26年5月
13	岡田 錦三	〃	平成25年3月～平成26年5月
14	長田 喜巳夫	上野原市議会	平成25年3月～平成26年5月
15	河西 秀樹	(元) 山梨県富士・東部建設事務所長	平成25年3月
	内田 稔邦	(元) 山梨県富士・東部建設事務所長	平成25年4月～平成26年3月
	鈴木 洋一	山梨県富士・東部建設事務所長	平成26年4月～平成26年5月
16	山崎 範夫	上野原市副市長	平成25年3月～平成26年5月
17	酒井 信俊	上野原市教育長	平成25年3月～平成26年5月
18	水越 章	上野原市総務部長	平成25年3月～平成26年5月
19	福井 英明	(元) 上野原市福祉保健部長	平成25年3月
	和田 正樹	上野原市福祉保健部長	平成25年4月～平成26年5月
20	天野 博	(元) 上野原市建設経済部長	平成25年3月
	加藤 孝行	(元) 上野原市建設経済部長	平成25年4月～平成26年3月
	小早川 浩	上野原市建設経済部長	平成26年4月～平成26年5月

※市長答申（平成26年5月20日）まで

参考－3 都市計画マスタープラン策定委員会等の開催経緯

開催時期		検討内容	
平成24年度	平成25年3月7日 ～3月20日	住民アンケート	
	平成25年3月21日	第1回	(1) 策定委員会活動計画（策定委員会の進め方） (2) 都市計画マスタープランの見直し方針 (3) 上野原市における新たな課題 (4) 住民意向把握実施計画 
平成25年度	平成25年5月29日	第2回	(1) 本年度の活動計画等の説明 (2) 都市計画等制度の説明 (3) 上位関連計画等これまでの市の取組みの説明 (4) 住民意向の把握結果の説明 (5) 上野原市の特性と課題の説明 (6) 全体構想の考え方（全体構想の骨子）の説明 
	平成25年7月31日	第3回	(1) 全体構想の説明・協議 ・将来像（都市のイメージ、目標、実現へ向けて） ・分野別まちづくりの方針 (2) 地区別構想の考え方（地域別構想の骨子）の説明

開催時期		検討内容	
平成25年度	平成 25 年 10 月 2 日	第4回	(1) 全体構想（原案）の討議・了承 ・都市の将来像（修正） ・まちづくりの基本方針（修正） (2) 地区別構想（原案）の討議 ・地区別の課題整理（案） ・地区別の将来像、基本方針（案）
			
			※委員会開催に合わせて先進事例視察（埼玉県飯能市）を実施
	平成 25 年 11 月 22 日	第5回	(1) 全体構想及び地区別構想（原案）の討議 ・全体構想原案について ・地区別構想原案について (2) 実現化方策の考え方（実現化方策の骨子）の説明
	平成 26 年 1 月 30 日	第6回	(1) 実現化方策（修正）の討議 (2) 都市計画マスタープラン（案）の討議
平成 26 年 2 月 25 日	第7回	(1) 都市計画マスタープラン（案）の討議・了承	
平成 26 年 3 月 17 日 ～4 月 18 日	パブリックコメント		
平成26年度	平成 26 年 5 月 15 日	第8回	(1) 都市計画マスタープラン（最終案）の決定
			
	平成 26 年 5 月 20 日	市長答申	

参考－４ 都市計画マスタープラン策定委員会 事務局

No	役 職	氏 名	備 考
1	建設課 課長（兼務）	天野 博	平成24年5月～平成25年3月
2	建設課 計画担当リーダー	織田 隆義	平成24年5月～平成25年3月
3	建設課 計画担当	瀧森 哲也	平成24年5月～平成25年3月
4	都市計画課 課長	井出 明彦	平成25年4月～平成26年5月
5	都市計画課 計画担当リーダー	佐藤 通朗	平成25年4月～平成26年5月
6	都市計画課 計画担当	吉田 晴信	平成25年4月～平成26年5月
7	都市計画課 計画担当	飯塚 宣裕	平成25年4月～平成26年5月



---

上野原市 都市計画マスタープラン

平成 26 年 10 月

---

発 行：上野原市

編 集：上野原市 建設経済部 都市計画課

〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832 番地

T E L : 0554-62-3191

F A X : 0554-62-1086

---